

花貫物産センター 指定管理者募集要項

令和8年8月
高萩市産業建設部農林課

第1 募集の目的

花貫物産センター（以下「センター」という。）の管理を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

第2 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 花貫物産センター

所在地 高萩市大字大能字道下1100番地の2

2 設置目的

山村地域の農林業の振興及び都市と農村の交流促進を図るため

3 施設の概要

別紙「花貫物産センター管理業務基準書」（以下「別紙基準書」という。）に記載のとおり。

第3 管理の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) センターの利用者に対し、平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) センターの設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。

なお、業務の詳細は、別紙基準書に記載のとおりです。

- ア 農林産物、農林産物加工品及び特産品の販売に関すること。
- イ 食材の供給に関すること。
- ウ 農林産物加工に関すること。
- エ 都市の農村の交流に関すること。
- オ センターの施設及び設備に関すること。
- カ その他センターの設置目的達成に必要な事項。
- キ その他センターの管理に関し市長が必要と認めること。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

①指定の期間は、高萩市議会の議決を経て、正式に確定します。

②指定後であっても、市の指示に従わないなど指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めた場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

4 利用料金

センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とします。詳細は、別紙基準書に記載のとおりです。

5 指定管理業務に係る経費

(1) 各年度の指定管理料の額は、各年度の市の予算の範囲内で定めます。

(2) 修繕工事等のうち、別紙基準書別表1の維持管理区分で市が負担するものは、市が直接発注し、負担します。

(3) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

指定管理料は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定です。なお、支払いの方法、回数等については市と指定管理者の協議で定めることになります。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有務）に係る経理を区分する必要があります。（地方自治法第199条第7項の規定により、監査委員は、必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができます。）

6 管理の基準等

別紙基準書に記載のとおりです。

7 指定管理者と市の責任分担

指定期間中における指定管理者と市のリスク及び責任の分担の基本的な考え方は次のとおりです。この表に基づく指定管理者の賠償資力を担保するため、指定管理者はこれらのリスクに対応するための保険に加入する必要があります。

なお、詳細については、協議のうえ定めるものとします。

項 目	負 担	
	指定管理者	市
管理上の瑕疵による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
施設の火災共済保険加入		○
施設の老朽化等に伴う修繕及び改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協 議	
指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○
天災等の不可抗力による業務停止	協 議	
施設管理の業務引継のコストの負担	○	

第4 応募手続き

1 応募者の資格要件

応募者の資格は、法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体等
- (2) 市から指名停止措置を受けている団体等
- (3) 直近1年間の地方税及び国税を滞納している団体等
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体等
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となるような活動を行う団体等

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 指定管理業務に係る計画書（様式2）

(3) その他添付書類

- ア 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財産状況を明らかにする書面
- エ 前事業年度における事業報告書、その他法人等の業務内容を明らかにする書面
- オ 地方税及び国税について、未納がないことを証する書面
- カ 防火管理講習修了証の写し
- キ 食品衛生責任者の資格を証明する証書類の写し

3 募集要項の配布

- (1) 期 間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）
（平日の午前8時30分から午後5時まで）

- (2) 場 所 高萩市役所 産業建設部 農林課

※募集要項は、高萩市のホームページからもダウンロードできます。

4 公募説明会（現地見学会）

公募に関する説明会及び現地見学会を次の通り開催します。参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式3）を産業建設部農林課まで提出してください。

（郵便、FAX又はEメールでの提出も可能です）

- (1) 開 催 日 令和8年9月8日（火）（時間は別途指定します）
- (2) 会 場 花貫物産センター
- (3) 申込期限 令和8年8月31日（月） 午後5時必着

※参加申込書の提出がない団体は、現地説明会への出席ができません。

5 質問事項の受付・回答

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月11日（金）
- (2) 受付方法 質問票（様式4）を産業建設部農林課に提出してください。

（郵送、FAX又はEメールでの提出も可。）

なお、電話等による口頭での質問は受け付けません。

- (3) 回答方法 質問及び回答については、令和8年9月18日（金）までに、質問者にFAX又はEメールにて行います。

なお、令和8年9月18日（金）まで高萩市ホームページで閲覧することができます。

6 申請書等の受付

受付期間	令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）まで （ただし、土・日曜日を除く）
受付時間	午前8時30分から午後5時まで
受付方法	予め電話で日時を連絡した上で、応募書類一式を下記の提出先に持参してください。
提出部数	正本1部、副本7部を提出してください。

7 連絡先及び申請書等提出先

高萩市本町1丁目100番地の1

高萩市役所 2階 産業建設部農林課農政グループ

電 話：0293-23-7035 F A X：0293-24-0006

E-mail：nourin@city.takahagi.lg.jp

8 留意事項

- (1) 市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は返却しません。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 市の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合があります。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

選定方法は、選定委員会において、応募書類に基づき選定します。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、高萩市議会の議決を経て、指定管理者に指定されます。結果については、応募者に書面で通知します。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、市が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結します。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 業務報告・調査等

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理業務の実施状況及び経理の履行状況に関し、随時に報告を求め、実地について調査を行うことがあります。

この場合において、管理が適正でないと認めたときは、市は必要な指示を行い、状況が改善されない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

第8 添付資料・様式等

この募集要項を補足する添付資料等は次のとおりです。

- (1) 花貫物産センター管理業務基準書（別紙）
- (2) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (3) 指定管理業務に係る計画書（様式2）
- (4) 現地説明会参加申込書（様式3）
- (5) 質問票（様式4）
- (6) 施設利用の状況（資料1）
- (7) 施設の配置図等（資料2）
- (8) 高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例
- (9) 高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例施行規則